

令和4年（行ウ）第36号 未払賃金等請求事件

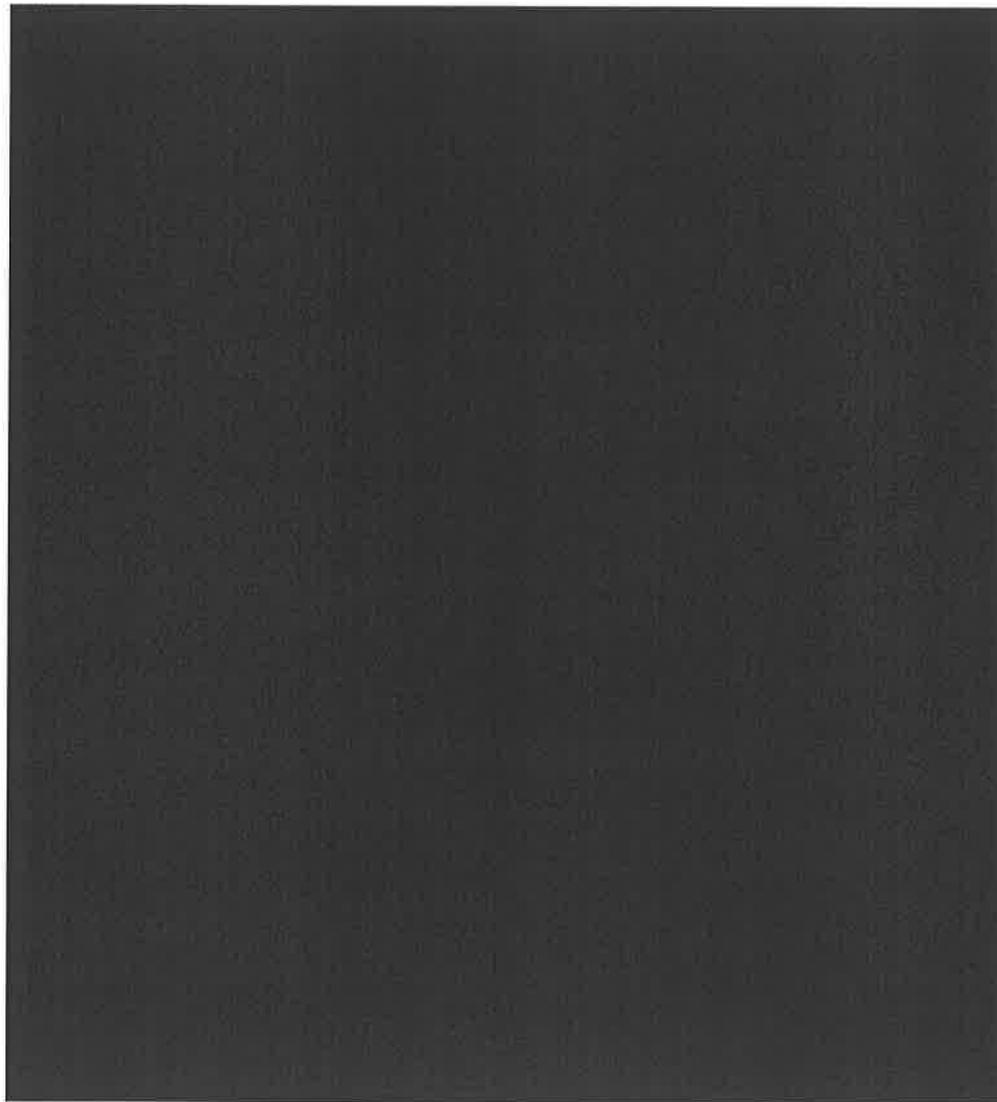
原 告 飯島章太

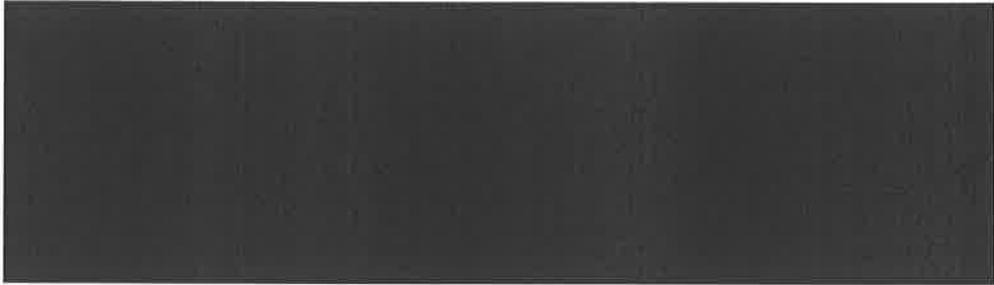
被 告 千葉県

第2準備書面

令和5年2月28日

千葉地方裁判所民事第1部合議A係 御 中





(以下、本書面における略語については、令和4年12月16日付け被告第1準備書面(以下、「第1準備書面」という。)の記載と同一とする。)

第1 訂正申立書による訂正後の請求の原因第6に対する認否

1 同「1」について

不知。

2 同「2」について

認める。

3 同「3」について

千葉県の令和3年12月13日の千葉県議会における質疑で、訂正申立書25頁ないし27頁に記載の質疑及び説明があった事実は認める。

4 同「4」について

(1) 第1段落について

原告が訂正申立書で記載している事実については、いつの時点のことであるかが明らかでなく、認否出来ない。

なお、令和3年4月1日時点では、採用3年目以内の3つ(心理、児童指導員、児童福祉司)の専門職職員計388人に対し、精神疾患を原因とする長期療養者は36名であり、そのうち、市川児童相談所については、職員35名に対して、精神疾患を原因とする長期療養者は7名である。

(2) 第2段落について

第2段落の1文目は原告の意見であり、認否の対象でない。

第2段落の2文目について、第1準備書面25頁に記載したとおり、[REDACTED]課長の発言について否認し、その余は原告の意見であり、認否の対象でない。

5 同「5」について

(1) 1文目のうち、平成29年12月に千葉県子どもを虐待から守る基本計画を策定したことは認める。同文後段が、同計画に基づいて職員の増員を行お

うとしているという主張であれば否認する。児童相談所職員の増員を行うこととしたのは、令和2年6月に策定した千葉県子どもを虐待から守る基本計画においてであって、平成29年12月策定のものではない。

(2) 2文目について、採用者数について認める。

(3) 3文目について、原告の意見であり、認否の対象でない。

6 同「6」について

(1) 1文目について

原告の意見であり、認否の対象でない。

(2) 2文目について

否認する。第1準備書面25頁及び26頁で主張したとおり、被告は、原告については被告の計算による未払賃金の全額を支払ったものであるし、また、船橋労働基準監督署からの指導に基づき対応している。

(3) 3文目について

原告の意見であり、認否の対象でない。

7 同「7」について

相談対応件数一覧の表の内容は認め、その余については原告の意見であるから認否しない。

8 同「8」について

不知。

第2 令和5年1月11日付け求釈明申立書「1 他の自治体の運用について」について

原告の主張する権利の存否及び範囲とどのような関係にあるのか明らかでないので、求釈明には応じない。

第3 原告の勤務時間について

1 第1準備書面3頁ないし6頁において主張した勤務時間条例、職員の勤務時間、休暇等に関する規則、児童福祉施設等職員勤務時間等規程に基づき、市川児童相談所所長が市川児童相談所の一時保護課職員に勤務時間等を割り振る場合の1週間のモデルケースを本書面別紙として添付する。

本モデルケースは、日曜日から火曜日までが午前8時30分から午後5時15分までを所定勤務時間とし、正午から午後1時までを標準的な休憩時間として設定されている勤務（以下、「A勤務」という。）、水曜日が午後0時30分から翌木曜日午前9時30分までを所定勤務時間とし、水曜午後3時から午後4時までが標準的な休憩時間、木曜午前1時から午前5時30分までが夜間の休憩時間（以下、「仮眠時間」という。）と設定される勤務（この水曜日の勤務時間の設定を、以下、「夜間勤務」といい、木曜日の勤務時間の設定を、以下、「明け勤務」という。）、金曜日及び土曜日が週休日と設定された場合のものである。

別紙表のとおり、夜間勤務がある場合には夜間勤務及び明け勤務を通じて1日15時間30分以内が所定勤務時間となるように、また、4週間を平均して1週間38時間45分の所定勤務時間となるようにし、かつ、勤務時間中に1時間の休憩（児童福祉施設等職員勤務時間等規程4条1項）及び仮眠のために利用できる休憩時間（同条3項本文及びただし書）を設定したものである。

例えば、甲第4証の「平成31年6月」の一時保護課勤務割表における、原告の行の7日から13日までの勤務が別紙表の例に概ね当てはまる。なお、7日が研修ではあるものの、勤務時間条例3条2項に従って7時間45分の勤務時間となるため、A勤務と所定勤務時間の点においては相違がない。

以 上

別紙 表

	1:00	5:30	8:30	9:30	12:00	12:30	13:00	15:00	16:00	17:15	0:00	1:00	勤務時間
日曜 (A 勤務)				勤務時間	休憩			勤務時間					7.75
月曜 (A 勤務)				勤務時間	休憩			勤務時間					7.75
火曜 (A 勤務)				勤務時間	休憩			勤務時間					7.75
水曜 (夜間勤務)							勤務時間	休憩		勤務時間		仮眠	11.5
木曜 (明け勤務)				勤務時間									4
金曜 (週休)													0
土曜 (週休)													0
												合計	38.75